

羽曳野市部活動の在り方に関する方針 (改定版)

令和 4 年 4 月
羽曳野市教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツ及び芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下、「芸術文化等の活動」という。）に興味と関心を持つ同好の生徒が、互いにより自分自身を高めようとする中で、次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。
 - ・ 部活動の楽しさや喜びを味わい、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができる。
 - ・ 体力の向上や心身の健康の保持増進につながる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。
- しかしながら、過度な部活動の練習や取組み等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題とともに、教員の長時間勤務の要因の1つとなることを考慮しなければならない。
- このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月）」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月）」、大阪府教育委員会が策定した「大阪府部活動の在り方に関する方針（平成 31 年 2 月）」に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組み等について、本方針を策定する。
- 本方針は、中学校、義務教育学校後期課程の部活動を対象とし、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、最適に実施されることが重要である。
 - ・ 生徒が、スポーツや芸術文化等の活動を楽しむことで生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することや、芸術文化等に親しむための資質・能力の育成を図ること。
 - ・ また、教育課程内の活動や学校外の活動等にも十分配慮し、バランスの取れた心身の成長を促すこと。
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 学校は、本方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- イ 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑な部活動の実施に努める。
- イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正に努める。
- ウ 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組みの徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ア 部活動の実施に当たっては、運動部、文化部に関わらず、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 生徒の健全な成長の確保の観点から、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、怪我やスポーツ障害の他、バーンアウトすることがないように、休養を適切に取りつつ指導を行う。
- ウ 生徒の発達段階や習熟の程度を考慮し、分野の特性等を踏まえた科学的・合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや活動を積極的に導入する。

エ 特に夏季の部活動においては、熱中症事故が懸念されることから、気象庁の高温注意情報を考慮しつつ、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察など健康管理を徹底する。

3 適切な休養日及び活動時間の設定

部活動を行わない日（以下「NO 部活 DAY」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動や活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、また、教職員の時間外勤務の短縮を目的として、以下を基準とする。

- ① 原則、年間を通じて、週当たり 2 日以上 of 休養日を設けるようにする。（年間 104 日以上の休養日。）

上記については、これまでの「NO 部活 DAY」を徹底すること。また、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも 1 日以上を休養日とすること。しかしながら、試合や大会を控えている時期、試合や大会参加、その他やむをえない理由等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

- ② 1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。